

# 草加市パートナーシップ宣誓制度

## 利用の手引き



### 草加市パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行うことを約束した二人が、パートナーシップ関係であることを宣誓した宣誓書を提出し、草加市が性的指向や性自認に係る性的少数者の自由な意思を尊重し、パートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度です。

草加市

## 目 次

1	パートナーシップ宣誓制度の目的	P 1
2	宣誓を行うことができる方	P 1
3	宣誓の流れ	P 2
4	宣誓に必要な書類	P 3
5	パートナーシップ宣誓書受領証等の交付	P 4
6	ファミリーシップ制度	P 5
7	パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付	P 5
8	届出事項の変更	P 5
9	パートナーシップ宣誓書受領証等の返還	P 6
10	自治体間連携	P 6
11	Q & A	P 7

事前予約・受付手続窓口

草加市 総合政策部 人権共生課

- 住 所 〒340-8550  
草加市高砂1-1-1
- 電 話 048-922-0825
- F A X 048-927-4955
- メール [jinken-kyosei@city.soka.saitama.jp](mailto:jinken-kyosei@city.soka.saitama.jp)



# 1 パートナーシップ宣誓制度の目的

草加市では、「草加市人権施策推進基本方針」や「草加市男女共同参画プラン2021」に基づき、全ての人々の多様性が尊重される人権共生社会の実現をめざした取組を進めています。

また、社会全体が多様性を尊重する機運が高まっている中、令和2年6月に、多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現をめざすことを理念とした「草加市人権尊重都市宣言」を制定したことを受け、\*性的少数者の困難や生きづらさの軽減につなげるため、令和3年12月20日からパートナーシップ宣誓制度を開始しました。

この制度は、パートナーシップの関係にある二人の宣誓を、市が尊重し、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付するものです。

受領証等の交付により、現在の法律の影響を受けるものではなく、婚姻制度と同等の権利や義務などの法的効力は生じませんが、二人の関係を対外的に証明することにより、性的少数者の困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく輝いて暮らせる一助になることを期待するものです。

なお、人権共生社会の実現のため、パートナーシップ宣誓制度の周知啓発を図るとともに、性的少数者の方への理解の推進に取り組んでいきます。

\*性的少数者とは、身体の性別と性自認が一致しない人や性的指向が同性や両性に向く人などをいいます。

# 2 宣誓を行うことができる方

双方または一方が性的少数者である二人が、次のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 双方が成年に達していること。(満18歳以上の方)
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
  - ◆双方が市内に住所を有している。
  - ◆一方が市内に住所を有し、他の一方が宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定している。
  - ◆双方が宣誓の日から3か月以内に市内への転入を予定している。
- (3) 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)及び現にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 双方が、近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと。ただし、パートナーシップにある者同士が養子縁組をしている場合を除く。

- 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

### 3 宣誓の流れ

受付場所 草加市人権共生課

受付時間 平日8時30分～17時15分

#### 宣誓日時の相談

※宣誓日の7日前までに予約

電話・FAX・メール・来所のいずれかで宣誓日時を予約してください。※事前に要件の確認をいたします。

◎余裕を持った日にちで予約してください。

(希望日に沿えない場合があります。)

◎必要書類の取得には、時間を要する場合があります。

(戸籍抄本の取り寄せなど)

#### 宣 誓

予約した日時にパートナーの2人でお越しください。

本人確認書類を提示の上、必要書類(3～4頁参照)を提出してください。「パートナーシップ宣誓書」、パートナーシップの宣誓に関する確認書を市職員の面前で署名してください。

◎書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期いたします。

#### 受領証等の交付

宣誓に係る書類一式を確認の上、「パートナーシップ宣誓書受領証」、「パートナーシップ宣誓書受領カード」を即日交付します。(宣誓から受領証等の交付まで1時間程度要します。)

※双方又は一方が草加市に転入予定の場合

#### 転入確認

宣誓後、「パートナーシップ宣誓書受付票」をお渡しします。

宣誓後3ヶ月以内に、転入の事実が確認できる書類(3頁参照)を提出してください。

性別違和等の理由がある場合は、通称を使用することができます。

詳しくは、4ページをご覧ください。

## 4 宣誓に必要な書類

### (1) パートナーシップ宣誓書

宣誓される日に、市職員の面前で、お二人それぞれが署名の上、提出してください。(自ら署名できない場合は、代筆も可能です。)

なお、性別違和等の理由がある場合は、宣誓書において通称を使用することができます。詳しくは(6)をご覧ください。

### (2) パートナーシップの宣誓に関する確認書

宣誓される日に、市職員の面前で、お二人それぞれが署名の上、提出してください。(自ら署名できない場合は、代筆も可能です。)

### (3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

〈草加市の住民の方〉

「個人番号(マイナンバー)」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの(発行から3か月以内のもの)を1人1通ずつ提出してください。(同一世帯の場合は1通)

※(2)において市が住民基本台帳を閲覧することに同意いただければ、ご本人に代わり市職員が確認を行いますので、添付を省略することができます。

〈転入予定の方〉

宣誓時の提出は不要です。(4)をご確認ください。

### (4) 転入予定住所が確認できる書類(転入予定の方のみ)

草加市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類(転出証明書、賃貸借契約書の写し等)を提示してください。また、転入後、「パートナーシップ宣誓事項変更届」と住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。(宣誓後3か月以内、(2)において市が住民基本台帳を閲覧することに同意いただければ、(3)は省略可)

### (5) 独身であることを証明する書類(戸籍抄本、独身証明書など)

戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は独身証明書を本籍地市町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。(発行から3か月以内のもの)

〈草加市に本籍がある方〉

※(2)において市が戸籍個人事項証明書等の独身である情報を閲覧することに同意いただければ、ご本人に代わり市職員が確認を行いますので、添付を省略することができます。

〈外国籍の方〉

在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳(翻訳者の氏名を記入すること。)を添えて提出してください。

(6) 通称を使用していることが確認できる書類（通称を使用したい方のみ）

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる資料を提示してください。

(7) 本人確認書類

次のいずれかを提示してください。

■ 1点の提示でよいもの

個人番号カード・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■ 2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳・学生証・社員証等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

## 5 パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」を宣誓者双方に交付します。

パートナーシップ宣誓書受領証  
(A4サイズ)

パートナーシップ宣誓書受領カード  
◆寸法 縦54ミリメートル  
横86ミリメートル

第 号

パートナーシップ宣誓書受領証

様 様

草加市パートナーシップの宣誓に関する要綱第5条第1項の  
規定に基づき、パートナーシップの宣誓がされたことを証します。

年 月 日

草加市長 印

〈表面〉

パートナーシップ宣誓書受領カード

草加市パートナーシップの宣誓に関する要綱第5条第1項の規定  
に基づき、パートナーシップの宣誓がされたことを証します。

本人	パートナー
様	様
年 月 日生	年 月 日生
宣誓日	年 月 日 第 号
草加市長	印

〈裏面〉

この受領カードは、草加市として、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを宣誓したことを証するものです。  
この受領カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

戸籍上の氏名 ※通称使用の場合	
本人	パートナー
様	様
年 月 日生	年 月 日生
ファミリーシップの関係にある子の氏名	
様	様
年 月 日生	年 月 日生

特記事項

## 6 ファミリーシップ制度

ファミリーシップとは、パートナーシップの関係にある2人が、双方又は一方のお子様（養子を含む）を家族として尊重し、継続的な共同生活を行っている関係のことです。

宣誓した方及び宣誓をしようとする方は、届け出をすることにより、ファミリーシップとして、お子様の氏名を受領カードに記載することができます。

### ◆必要な書類

(1)ファミリーシップ記載届出書

(2)戸籍抄本（ファミリーシップに含めようとするお子様の記載があるもの）

※草加市に本籍があるお子様については、市が戸籍個人情報事項証明書等を見ることが同意いただければ、届出者に代わり市職員が確認を行いますので、添付を省略することができます。

(3)届出者の本人確認書類

次のいずれかを提示してください。

#### ■ 1点の提示でよいもの

個人番号カード・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

#### ■ 2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳・学生証・社員証等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

届出をしようとしている方へ

パートナーシップの宣誓は、主に宣誓する方に関わる事柄であるのに対し、ファミリーシップの届出は、お子様にも関わる事項です。

そのため、お子様がファミリーシップの関係や制度を理解できるよう、お子様の年齢や発達段階等に合わせた説明を行うとともに、お子様の意思を十分に尊重してください。

受領カードに氏名を記載されたお子様へ

「パートナーシップ宣誓書受領カードに関する申立書」を提出することにより、受領カードから自身の氏名を削除するよう申し立てすることができます。

## 7 パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付

証明書の紛失や毀損などの理由により再交付を希望される場合には、再交付します。

「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。

## 8 届出事項等の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項等変更届」に変更内容が確認できる書類（住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類など）を添えて提出してください。（届出事項の変更に伴い、受領証等の再交付を希望

する場合には、「6 パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付」のとおり申請してください。）

また、ファミリーシップとしてパートナーシップ宣誓書受領カードに記載したお子様の氏名を取りやめる場合も変更届を提出してください。

なお、お子様が氏名の削除を申し立てる場合は、「パートナーシップ宣誓書受領カードに関する申立書」を提出するとともに、個人番号カードなどの本人確認ができる書類を提示してください。

## 9 パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、双方又は一方が市外へ転出した場合は、受領証等を市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」を返還してください。

## 10 自治体間連携

草加市では、越谷市・春日部市と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定書」を締結しています。転出入をする際に、簡易な手続でパートナーシップ制度を継続できるようになります。

### (1)草加市から転出する場合

草加市から連携に関する協定を締結している市に転出する場合、「パートナーシップ宣誓等継続届」を提出し、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還してください。パートナーシップ宣誓等継続届の写しを配付しますので、転出先の市で、宣誓の継続に係る手続を行ってください。

### (2)草加市に転入する場合

連携に関する協定を締結している市から草加市に転入する場合、草加市パートナーシップ宣誓書受領証等を交付します。手続方法については次のとおりとなります。

①電話等で継続手続する日時を予約してください。

②予約した日時に継続手続に必要な書類を持ってお越しください、

お一人でも手続きは可能ですが、継続手続に必要な書類は、お二人分を提出してください。

③提出書類に不備等がなければ、当日、宣誓書受領等を交付します。

(継続手続から受領証等の交付まで1時間程度要します。)

※継続手続に必要な書類

- ・パートナーシップ宣誓等継続届の写し
- ・パートナーシップの宣誓に関する確認書
- ・住民票の写し（市が住民基本台帳を閲覧することに同意いただければ省略可）

## 11 Q & A

### Q 1 パートナーシップ宣誓制度とは、結婚とどう違うのですか？

A 1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、草加市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づき、二人のパートナーシップ関係を市が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

### Q 2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A 2 本制度の導入により、宣誓した二人の関係を対外的に証明することにより、性的少数者の困難や生きづらさの軽減につながるとともに、性的少数者に関する社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

### Q 3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A 3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。

詳しくは公証役場にお問い合わせください。

### Q 4 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A 4 「継続的な共同生活」とは、お互いに協力し合い、二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

### Q 5 パートナーと同居していなくても、宣誓できますか？

A 5 双方が市内に在住（在住予定を含む）し、互いをパートナーとして共同生活をしていれば、同居をしていなくても宣誓することができます。

### Q 6 パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりませんか？

A 6 制度の利用や受領証等の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

### Q 7 宣誓書等の届出書類は、どこで手に入れることができますか？

A 7 草加市ホームページ「パートナーシップ宣誓制度」のページからダウンロードできるほか、草加市役所人権共生課でもお渡ししています。

**Q 8 受領証等は即日交付されますか？**

A 8 宣誓に係る書類一式を確認のうえ、要件に適合していると認められる場合は、原則、即日交付（転入予定者除く）します。

また、即日交付に当たり、内容確認等のために1時間程度の時間を要しますので、ご了承ください。

なお、即日交付を希望されない場合は、別途ご相談ください。

**Q 9 普通養子縁組していますが、宣誓できますか？**

A 9 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者となりますが、パートナーシップ制度は、法的効力が発生するものではありませんので、宣誓者同士の法的な関係やパートナーシップを築く目的で養子縁組している場合は、宣誓することができます。

**Q 10 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？**

A 10 外国籍の方も、市民または市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

**Q 11 通称は使用できますか？**

A 11 性別違和等の理由により、通称を使用することができます。通称を使用する場合、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが確認できる資料）を宣誓時に提示してください。交付する受領カードは、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものになります。

**Q 12 平日は仕事があり、二人で来所することは難しいのですが？**

A 12 相談に応じますので、お問い合わせください。

**Q 13 宣誓することで、受けられる行政サービスはありますか？**

A 13 市営住宅に入居を希望する場合には、パートナーを入居資格のうち、世帯要件を満たすものとして取り扱いができるようになります。

今後、新たに受けられる制度やサービスが追加された際は、ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

Q14 宣誓することで、受けられる民間サービスはどのようなものがありますか？

A14 民間事業者の一部では、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローンの手続きの簡略化など、すでにサービスを提供している事業者もありますが、適用の条件が異なることも考えられますので、詳しくは事業者へおたずねください。

今後、様々なサービスが広がるよう民間事業者等に対して、受領証等の利用等について周知啓発を進めていきます。

Q15 他の人に代理で宣誓をしてもらうことはできますか？

A15 代理の宣誓はできません。宣誓者のお二人が揃って人権共生課にお越しください。

Q16 草加市外に転出するときはどうしたらいいですか？

A16 双方又は一方が草加市外に転出すると宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」を返還してください。

Q17 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？

A17 パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領カード」を返還してください。

Q18 両親や友人にもカミングアウトしていません。宣誓できますか？

A18 宣誓は、プライバシーに配慮し、個室で対応します。周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓することができます。

草加市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き  
(第2版)

令和5年4月発行

草加市 総合政策部 人権共生課

TEL 048-922-0825

FAX 048-927-4955

メール [jinken-kyosei@city.soka.saitama.jp](mailto:jinken-kyosei@city.soka.saitama.jp)